

船 舶 明 細

イーライン株式会社
TEL:052-618-5088
FAX:052-618-5066

船 名	第六北斗丸
船 舶 番 号	第243-31423号
総 ト ン 数	19.00t
長さ×幅×深さ	13.19×5.69×1.75(m)
馬 力 (機 関)	昭和精機工業 1.160PS (580PS×2)
速 力	10kt
航 行 区 域	沿海区域
船 質	鋼
建 造 年 月	平成10年6月
旅 客 定 員	10名
船 籍 港	愛知県名古屋市
警 戒 通 信 設 備	国際VHF無線 GPS・レーダー・AIS
救 命 設 備	救命浮器 1個(12人用) 救命胴衣 10着
船 舶 検 査 証 交 付 年 月 日	令和6年3月12日

船舶検査証書

第2-643号(書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 第六北斗丸	第243-31423号	愛知県名古屋市
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
19トン (13.19メートル)	揚錨船兼曳船兼押船兼交通船	イーライン株式会社
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、 (1) 愛知県高松埼から180度に引いた線と、同県伊良湖岬を経て、三重県大王埼灯台から135度に引いた線の間における本州の海岸及び平水区域の境界から5海里以内の水域、 (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、 (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	交通船の場合 4人 その他の場合 0人
	船員	交通船の場合 3人 その他の場合 3人
	その他の乗船者	交通船の場合 3人 その他の場合 7人
	計	交通船の場合 10人 その他の場合 10人
制限気圧		
その他の航行上の条件	船舶安全法施行規則第2条第2項第3号ロからチに掲げるバージと結合して一体となって航行することを禁ずる。 (同規則第13条の6のただし書きの規定の適用を受ける場合を除く。)	
有効期間	令和10年 6月11日 まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和 8年 3月27日 (名古屋)		
日本小型船舶検査機構		

